

障がい者等日常生活用具給付事業品目一覧

■情報・意志疎通支援用具

品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)であって、発声又は発語に著しい障害を有する者(原則として学齢児以上の者)	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害2級以上で、周辺機器を使用しなければ、パソコンの操作が困難であると認められる者(原則として学齢児以上の者)	障害者向けのパソコン周辺機器やアプリケーションソフト等をいう。 ア 周辺機器 イ アプリケーションソフト	100,000円	6年 (1人1回限り)
視覚障害者用地デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上	視覚障害者用に開発され、緊急地震速報等やテレビの音声を受信し、音声ガイド等により視覚障害者が容易に使用できるもの	29,000円	6年
視覚障害者用音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上	ICタグ又はシールに音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害児・者等が容易に使用し得るもの。	30,000円	5年
点字ディスプレイ(身体障害者のみ)	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
点字器	視覚障害者(児)であり、視力の低下又は視野狭窄がある者(原則として学齢児以上の者)	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの(点筆を含む。) ア 標準型 A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス12行、片面書プラスチック製 イ 携帯用 A 32マス4行、片面書アルミニウム製 B 32マス12行、片面書プラスチック製	10,712円 6,798円 7,416円 1,699円	5年
点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学している又は就労が見込まれる者に限る。)	容易に操作できるもの	63,100円	5年

障がい者等日常生活用具給付事業品目一覧

■情報・意志疎通支援用具

品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上(原則として学齢児以上の者)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上(原則として学齢児以上の者)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者(原則として学齢児以上の者)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年
盲人用時計(身体障害者のみ)	視覚障害2級以上(音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読時計 10,300円 音声時計 13,300円	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者(児)又は発声又は発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(原則として学齢児以上の者)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者(児)が容易に使用できるもの	71,000円	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
人工喉頭	音声又は言語障害者で、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者(主に喉頭摘出者を対象とする。)	笛式(呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔に導き構音化するもの)	5,150円 (気管カニューレ付は3,193円増し)	4年
		電動式(顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの)	72,203円 (電池又は充電器を含む。)	5年

障がい者等日常生活用具給付事業品目一覧

■情報・意志疎通支援用具

品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
視覚障害者用ワードプロセッサー(共同利用)	視覚障害者(児)(原則として学齢児以上の者)	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円	—